## 令和7年2月審査会だより

一般に、支部取り決め事項、本部検討事例、審査支払機関の審査判断基準等から報告していますので、返戻等あることがございます。

- 1. 高コレステロール血症に対する次の薬剤の投与量は、原則として認められません。
  - (1)アトルバスタチンカルシウム錠(リピトール錠等)1日20mgまで
  - (2) フルバスタチンナトリウム錠(ローコール錠等) 1日 60 mgまで

  - (4) プラバスタチンナトリウム (メバロチン錠等) 1日 20 mgまで
  - (5)シンバスタチン (リポバス錠等) 1日 20 mgまで
- 2. ファモチジン静注 20 mgとオメプラゾール静注 20 mgのように、H2 ブロッカーとプロトンポンプインヒビター (PPI) との併用投与は、原則として認められません。
- 3. 低用量アスピリン投与時における、胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の既往がレセプトで確認できない場合の次の薬剤の算定は、原則として認められません。
  - (1) ランソプラゾール【内服薬】(タケプロンカプセル等)
  - (2)エソメプラゾールマグネシウム水和物【内服薬】(ネキシウムカプセル等)
- 4. 単純疱疹に対するアシクロビル【内服薬】(ゾビラックス錠等) とビダラビン【外用薬】(アラセナA軟膏等)の併用投与は、原則として認められます。
- 5. ウルソデオキシコール酸錠(ウルソ錠等)の効能効果は胆道系疾患及び胆汁うっ滞 を伴う肝疾患、慢性肝疾患における肝機能の改善等です。したがって単なる脂肪肝 に対するウルソ錠の投与は認められません。
- 6. 急性心筋梗塞等の診断時においては、心電図検査が有用不可欠であり、心電図検査 のない心筋マーカー検査は、原則として認められません。なお、他医療機関等にて 心電図検査が施行済みである場合は、その旨をレセプト摘要欄に記載してくださ い。
- 7. リリカは、慢性疾患の疼痛に対する治療薬であり、薬効が一定期間安定して持続することが求められる薬剤です。また頓服薬は、「1日2回程度を限度として臨時的に投与するもの」と定義されています。したがって神経障害性疼痛又は線維筋痛症に対する疼痛治療剤(リリカカプセル等)の頓服としての算定は、原則として認められません。